

保育提供体制の確保のための実施計画について

1 趣旨

令和 8 年度以降、国からの必要な財政支援を受けるには、「保育提供体制の確保のための実施計画（以下、「実施計画」という。）」を市区町村が作成し、地方版子ども・子育て会議等への諮問・承認を得た上で、国へ提出することとされています。

本市では、国が指定する事業（保育提供体制の確保のための財政支援の対象となる事業）のうち、令和 8 年度においては、次の事業を実施することとしています。

国の財政支援を受けて事業を実施するにあたり、本市が実施計画（令和 8 年度版）を作成・提出し、国の採択を受けるためには、子ども・子育て会議において、あらかじめ承認を得ることとされていることから、当分科会へ諮るもの。

<令和 8 年度に本市が実施する財政支援対象事業>

保育士宿舎借り上げ支援事業

こども家庭庁「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」（抜粋）

3 実施計画について

(1) 実施計画の作成及び提出（市区町村）

【令和 8 年度】

<特定教育・保育施設>

財政支援を希望する市区町村は、別添 2 『「保育提供体制の確保のための実施計画」作成要領』（以下「作成要領」という。）に基づき、市区町村全域の実施計画を作成し、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、都道府県に提出すること（ただし、会議日程等の理由により事後の承認となる場合も含む）。

(別紙 1) 「保育提供体制の確保のための実施計画」による財政支援

(地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策)

項目	令和 7 年度以降
1. 保育対策総合支援事業費補助金	
① <u>保育士宿舎借り上げ支援事業</u>	<u>補助要件</u>

2 実施計画の内容

- (1) 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制・・・・・・・・・・資料 8-②のとおり
- (2) 地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策・・・資料 8-③のとおり